# 青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 青年農業者等のネットワークを強化・拡大するための活動及び青年農業者等のグループが行う農業の魅力を発信する活動を支援する。

## (事業の内容)

第3条 本事業の事業内容は、別紙のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。 本事業の実施基準については別記に定める。

## (事業実施計画等の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式 は、別紙第1号様式とする。

# (補助金の交付申請及び実績報告等)

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書及び要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別紙第1号様式を準用する。

# (事業の推進)

第6条 本事業の実施に当たっては、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

# (調査・指導等)

第7条 県は、必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求めることができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ調査等に協力するものとする。

#### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

## 附則

この要領は、令和7年(2025)9月5日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

# 青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業内容一覧

事業	事業内容	左 の 説 明	補助対象経費	補助率	計画変更申請要件			
主体								
		① ネットワークを強化するための活動	助成の対象となる経費内容は					
	によって組織されるグ	ア 農業経営・技術等のスキルアップ	、次に掲げる科目であって交付	以内	は廃止			
	ループが実施するネッ	イ 農畜産物を活用した商品開発・販路拡大	対象者が自ら使用するものとす					
グル	トワークの強化及び拡	ウ その他	る。また、事業実施年度中に事業	上限25				
ープ	大、並びに農業の魅力		完了するもの。	万円	2 事業費の30%を			
	を発信する取組みに要	② ネットワークを拡大するための活動	旅費(宿泊費及び飲食費は含		超える増減			
	する経費を支援	ア 地域内の新規就農者を含めた交流会	まない)、需用費、印刷費、消耗	ープ	(ただし、入札による			
		イ 地域外の農業者との交流会	品費、借上車代、役務費、謝金、		減は除く)			
		ウ その他	機器等購入費、使用料、賃借料、					
	※青年農業者:45歳未		負担金、委託料、ほか事業の目					
	満の農業者	③ 農業や活動の魅力を発信する活動	的、内容を達成するため必要な					
		ア 地域内での農業理解・食育活動	経費として県が認めたもの。					
	※同一人物が複数のグ	イ 動画やパンフレット等の作成	※機器等の購入経費は10万円					
	ループの構成員とし	ウ その他	未満に限る。ただし、汎用性の					
	て事業を申請するこ		高い機器は不可。					
	とはできない。							
		※複数の活動項目の取り組みも可。						

# 別記(実施基準(ポイント表))

青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業実施要領(以下、「要領」という。)に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

## 1 採択要件

事業主体は5名以上の45歳未満の青年農業者によって組織されるグループであること。 事業内容はネットワークの強化及び拡大、並びに農業の魅力を発信する取組みであること。 ※同一人物が複数のグループの構成員として事業を申請することはできない。

# 2 採択基準(ポイント)

- ・(1)活動ポイント及び(2)グループポイントに対してポイントを付与する。
- ・事業目的に基づき、ポイント表を用いて県の予算内でポイントが高いものから採択する。
- ・ポイントが同点で並んだ場合は、活動項目が多い順で採択する。

	活動項目		
		(細目)	
<ul><li>(1) 活動ポイント (必須)</li></ul>	① ネットワークを強化するための活動	ア 農業経営・技術等のスキルアップ	5
		イ 農畜産物を活用した商品開発・販路拡大	5
		ウ その他	3
	② ネットワークを拡大するための活動	ア 地域内の新規就農者を含めた交流会	5
		イ 地域外の農業者との交流会	5
		ウ その他	3
	③ 農業や活動の魅力を発信する活動	ア 地域内での農業理解・食育活動	5
		イ 動画やパンフレット等の作成	5
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ウ その他	3

2	4HC員が過半数を占めるグループ		5	
:グループポ	就農3年目未満の新規就農者又は20代 の農業者を含むグループ		5	
<b>ゕ</b> イント	設立5年以内のグループ		5	
計	ア:活動ポイント計			
	イ:グループポイント計			
	全てのポイント (ア+イ)		合計	

- ※活動項目は、事業の具体的な取組みに該当する項目を選択する。複数項目に該当する場合は、主たる活動項目を選択する。
- ※同一の細目において複数の取組みを行う場合でも、ポイントの付与は1回限りとする(当該細目に定められた上限値まで、重複して加算は不可)。
- ※②の地域の範囲は県機関(広域本部・地域振興局)の単位とする。
- ※グループポイントは該当する全ての項目を選択する(例:4HC員が過半数を占め、就農3年目未満の新規就農者を含むグループは2項目に該当するため合計10ポイント付与)。
- ※4HC:熊本県青年農業者クラブ連絡協議会に加盟するクラブ
- 3 事業の内容及び補助対象経費等 実施要領 別表のとおり